

## 密室の科学

## 動物実験を

人間のよう慢  
べールの中で  
改正求め署名

「動物の保護及び管理に関する法律」運動が広がっている。「動物実験の廃止」(東京都文京区)のもとには全国から50万。まっっており、同会はずぎの国会に請願的の一つは法による動物実験の規制だ。実験は欧米では法で厳しく制約されて実上野放した。「密室の残虐行為ではしばしば批判・疑惑の目を向けられて」(編集委)



海外の動物保護団体とも連携し、動物に取り組みボランティアの人たち＝東京区の「動物実験の廃止を求める会」事務

## 欧米諸国では

## 計画には厳しい事前審査

## 外部の検査・監視体制も

欧米諸国でも、動物実験そのものは基本的に公開されていない。実験に障害が出る理由からだ。しかし、実験動物はさまざまな方法で守られている。

例えば実験計画には厳しい事前審査、許可を受けねばならない。

欧州諸国では一般に国や自治体が設置した委員会が実験の目的、内容などを審査し、パスした計画を国などが許可する仕組みになっている。

米国では実験する研究機関の責任で委員会を設置、自主的にチェックするが、なれ合いや密室的な審査にならないよう研究機関と無縁な聖職者、法律家、動物保護活動家を加えることが法律で定められている。さらに委員会の記録は国などに報告することが義務づけられている。

これらの国々では法で動物虐待の定義が明確にされているので、動物が必要以上に殺されないか、無意味な、目に

余る苦痛を受けることはないか、実験の目的は正しいか、目的に沿った実験なのか、などがチェックされる。わが国でも大学などで実験委員会の設置が義務づけられているが、内部関係者だけで構成されているのがふつうだ。外部への報告義務もない。また、実験施設や実験者について欧米では国や自治体による許可、登録制となっている。実験施設への立ち入り検査、監視体制なども整っている。

る。日本ではそんな制度はまったくない。極論すれば、だが、どこで、なんのために、動物を実験し、殺したとしても密室内のできごとで外部にはかわりがない。

法改正を求めているおまな内容は次の通り。

一、日本では年間百万匹の犬猫が行政によって殺された。動物実験に回されている。これを減らすため、繁殖制限普及のための公的助成。実験動物への払い下げ廃止。新しい飼い主への譲渡の促進など。

二、現行法には動物虐待の定義がないため、虐待行為を処罰することができない。虐待の定義を。

三、動物実験の事前審査や立ち入り調査、監視制度の確立。実験の内容、施設、動物の種と数などの届け出義務と情報の公開制など。

四、動物取扱業者を自治体

の許可制とするなど。

五、動物の遺棄・虐待の罰

金額を現行の三万円から引き上げ、実刑を定める。

筆者から

## 今回は研究者側の言い分

動物実験の際、麻酔するのがめんどろなのでそのまま手術した、手術後の手当てをしなかった、などというケースはよくあることだと聞く。四年前、東京・国立療養所村山病院で起きたできごとが、ずさんにあつかわれる実験犬の一端をのぞかせた。

偶然の機会でその犬は患者の目にとまった。整形外科の研究用に脊椎(せきずい)神経を切断する手術を受けてまもないメスの一歳犬だが、傷口からはうみが広がり、歩行が困難、やせこけてあちこちに皮膚腐病……。

その後、動物保護団体の調

べで実験した医師は実験のあ

用、二匹は対照群はハンド

たことではない。麻酔のさめた

は「動物たちに苦痛を与えない

この記事は国際的にも問題

た。人たちに包まれたまま